

平成 2 3 年度 定期監査結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 議会事務局
議事課
- 3 監査実施期間 平成 2 3 年 8 月 1 8 日
- 4 監査結果報告 平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【議事課】	
<p>(4) 文書管理について ア 自動車の運行記録を独自様式の自動車運行月報により所属長に報告がなされていた。四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程第 1 6 条に基づき、運転者は運行の都度自動車運行日誌に記載して所属長に報告するよう改めること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成 2 4 年 2 月 2 4 日 四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程第 1 6 条に基づき自動車運行日誌を作成し所属長に報告するよう改めた。</p>
<p>イ 執務日誌が整備されていなかったため、四日市市役所処務規程第 8 条に定められた別記様式に基づき記録するよう改めること。 【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成 2 4 年 2 月 2 4 日 四日市市役所処務規程第 8 条に定められた様式に基づき記録するよう改めた。</p>

平成23年度 定期監査結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 議会事務局
議事課
- 3 監査実施期間 平成23年8月18日
- 4 監査結果報告 平成23年11月25日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【議事課】

<p>(1) 業務棚卸表の作成について 議会のサポートが主たる業務であるため活動指標について設定し得ないとして業務棚卸表を作成していないが、業務の遂行ならびに業務評価を行うためには、具体的な数値目標とそれに対する成果の把握が必要である。下記に例示するものを参考にして目標達成のための手段として具体的な取組項目を再度洗い出し、業務棚卸表の作成、その活用によって、より積極的な議会サポートにつなげるよう努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の政策形成機能の充実に対しては 法務政策形成能力向上研修の受講回数または総受講時間 議員からの調査、情報収集依頼に対する回答までに要する期間 議員への提出議案に対する提案件数 ・市民への議会情報の提供に対しては 市議会ホームページ上の議会中継アクセス数、議事録アクセス数 市議会モニターを除く議会傍聴者数 <p>【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成24年5月25日 平成23年5月1日に議会基本条例が施行されたことにより、議会の基本方針が明確になったことから、これに基づき、議事課としての業務棚卸表について作成できないか検討したい。なお、数値目標を除いては議事課業務の分析、整理は行っており、課としての努力により達成できるものには限界があるが、例示いただいた数値目標設定については、議会や議員活動の活性化に向けて検討を行っていききたい。</p>
<p>(2) 議会の政策形成機能充実のためのサポートについて 本市の議会は、全国に先駆けた議会基本条例の制定、また通年議会や文書質問など政策立案、発議に関する機能強化を積極的に行っている。そこで、議会事務局には議会、議員の力を最大限に発揮させるため、従来のような議会運営、行政課題等に係る様々な調査・研究活動だけでなく、政策形成に対するサポートを行うことが求められている。事務局職員の議会事務への対応及び研修体制について、さらなる充実を図るよう要望する。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成24年11月26日 数値目標については、引き続き業務の分析を行うとともに、積極的な議会サポートにつなげる目標について検討を行い、平成25年度予算を反映する業務棚卸表を作成したい。</p> <p>【 継続努力 】 平成24年5月25日 東海市議会事務研究会、三重県市議会事務研究会、市町村アカデミーなどの外部研修に積極的に職員派遣するとともに、議会事務局内部で報告会を行い、職員の情報共有と資質向上に努めたい。</p> <p>【 継続努力 】 平成24年11月26日 平成24年11月に市町村アカデミーの議会事務研修に職員2名を派遣し、議会改革、議会運営、条例立案等に関する最新の情報について受講させた。11月定例月議会終了後に、研修報告会を実施する予定であり、政策形成のサポート体制の更なる充実に努めたい。</p>

<p>(3) 政務調査費の効果的執行について 地方自治法及び四日市市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により、議員の調査研究に資するための経費の一部として支給しているが、執行率が低調である。議会をサポートする事務局として、情報収集能力を高め、先進都市の政務調査費の使途状況などを調査し、その結果を情報提供することで政務調査費の活用には資するよう改めること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年3月29日 政務調査費は議員の調査研究に資するための経費の一部を補助するものであり、議会事務局としては、議員の積極的な政務調査費の利用につながるよう、政務調査に有用と思われる講演会・研修会や図書等の情報提供に努めている。また、平成23年度においては県内の市議会の政務調査費の使途などの状況を調査し、平成24年度からは視察や研修会への参加について自家用車使用経費を支出することができるよう使途の拡大が図られた。</p>
<p>(4) 議会図書室について 議会図書室は、議員の調査研究に資するため地方自治法に基づき設置が義務づけられているが、現状は倉庫と化している。事務局からは議員ラウンジに図書室機能の一部を持たせているとの説明があったが、本来、図書室とオープンスペースとしてのラウンジとは求められる機能は違う。地方自治法の趣旨に則り、その機能を十分に発揮できるように、議員と積極的に意見を交わし、整備、充実を図ることを要望する。 【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成24年5月25日 今般、議会や議員を取り巻く環境をみると、大量の情報で溢れ、その内容は非常に短い時間で陳腐化している現状があり、その中でタイムリーな情報をリアルタイムに提供できるようにしていく必要がある。そのため、議員へ提供する情報は雑誌や新聞の記事にシフトしてきており、議員が雑誌や新聞を自由に閲覧できるように議員ラウンジを活用している。また、本市議会は、全国の市議会でもまだ例が少ない議員1人1台パソコンを配備し、議員が自分自身で情報を取得できる体制も整っている。一方で、議会図書室は地方自治法で設置が義務づけられており、今後、蔵書を整理し、議会の運営や議員が議員として必要となる基本的な内容を中心とした蔵書構成を目指し利用増進に努めたい。</p> <p>【継続努力】 平成24年11月26日 議会図書室については、議会基本条例第35条にその充実について規定されている。現在、全議員で構成されている議員政策研究会の議会改革分科会の中に議会図書室活性化プロジェクトチームが設置され検討が行われている。今後、議会図書室のあり方に対し、一定の方向性が示される予定である。</p>
<p>(5) 予算の編成と流用について 議会運営費等の予算執行において、当初予算額と決算額に大きな差異があると同時に、一部に予算流用が見受けられた。予算の編成にあたっては綿密な事業計画に基づく十分な精査を行い、計画的かつ効率的な予算執行を心がけ、流用は必要最小限に止め、安易な流用は厳に慎むこと。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年5月25日 予算執行残額が多い行政視察関係経費及び政務調査費の当初予算計上額は、議会内で定められた限度額や条例で定められた支給額に基づき算出しており、予算の編成にあたっては、十分な精査に努めている。また、予算流用については、平成22年度は2件で60,500円、平成23年度は1件で22,107円であり、必要最小限に留めている。</p>

<p>(6) 1者単独随意契約について 1者単独随意契約にあつては、同一業者と長期継続して契約しているため、契約内容・方法・金額等について検討が十分でないもの、契約の相手方の見積書をそのまま契約金額としているものなどが多く、同一業者への継続契約年数の制限や委託金額を精査する必要がある。そのため、契約条項を精査できる法的専門能力、委託業務内容が妥当であるかを精査する技術・技能的専門能力、価格交渉を徹底するための原価計算能力などを備えた人材を早期に養成すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年5月25日 指摘された議員報酬計算システムは、平成14年度に導入されたものである。多くの市では議員報酬について、人事部門での内部情報システムの中で支払いをしており、議会事務局で支払事務を行うところは例が少なく、こうした単独システムのパッケージソフトそのものが少ない。その中で、このシステムは、議会に会議録システムを提供する業者が開発した議会向けの報酬計算システムで議会事務局の業務をよく考慮したシステムであり、他者との比較も十分検討し導入したいきさつがある。また、毎年の税法改正等による修正についてもシステム改修費としては本市のIT関連のシステムと比較してもかなり安価であり、それまでの手計算による支払いに比べ職員の作業が軽減されことを考えると十分導入効果が得られている。</p>
<p>(7) 物品の管理について 政務調査費で購入する備品については、その適正な管理のため各会派がリスト化したところであるが、取得価格が2万円未満のため備品とはならないデジタルカメラやICレコーダーといった長期使用の見込まれる物品についても、台帳や点検の仕方における具体的な例を示し、適正な管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年8月29日 政務調査費で購入した2万円未満の物品についても、長期使用の見込まれる物品であれば、備品に準じた取り扱いをしてもらうよう、各会派経理責任者に依頼した。</p>

<p>(8) 時間外勤務の縮減について 時間外勤務について、所属平均が年々増加しており、年間360時間を超える職員も見受けられた。また、特定の職員に業務の集中が見られることから、職員間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図り、職員の健康管理の面から、時間外勤務の縮減に努めること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成24年5月25日 平成22年度は、議会基本条例の制定のため、会議時間が増加したことにより、時間外勤務が増加した。また、平成23年3月に制定された議会基本条例により、通年議会の導入、議会報告会の開催、常任委員会の所管事務調査の大幅な増加などにより、その活動をサポートする議会事務局職員の業務量が増加したことから、平成22年度に比べて平成23年度は更に時間外勤務が増大した。今後については、職員の健康管理の面からも時間外勤務の縮減に努めたい。</p>
<p>(9) 負担金について 年間の会費収入を上回る繰越金を持つ団体や多額の特別会計、別会計として基金を持つ団体が見受けられた。負担金の支出にあたっては、各団体の事業が効果的に実施されているか、効率的に運営されているか等の視点から、事業報告書、決算状況などを分析し、支出する負担金の見直しを含めてその効果を検証すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成24年11月26日 平成23年5月に施行された議会基本条例により、市議会では全国初となる通年議会制導入等先進的な取り組みに対する本市議会への視察件数が大幅に増加していることや、議会報告会の開催、常任委員会の所管事務調査の大幅な増加などによって、その活動をサポートする議会事務局職員の時間外勤務が増大している。さらに、平成24年度においては、議長による記者会見の実施や地方自治法改正に伴う地方議会制度の改正事項に対する協議を行うための会議等の資料作成業務に合わせて、職員の負担が増大している。職員の健康管理の面からも時間外勤務の縮減を図る必要性を感じており、資料の簡素化を図るなど職員の負担を軽減しながら、時間外勤務の縮減に努めたい。</p> <p>【 措置済 】 平成24年5月25日 負担金の額については、各団体に見直しを行うよう意見を述べることで、過去においても減額を行うなど改善に取り組んできた。今後も、必要に応じて、各団体に見直しの要請を行っていきたい。</p>